

「千葉県教育振興」ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「千葉県教育振興」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる用途)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、自らの教育振興に関する活動を広く広報することや、教育振興を普及・啓発することを目的として、ロゴマークを使用することができる。

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(ロゴマークの使用)

第4条 教育庁、知事部局、県警本部、県内市町村、県内市町村教育委員会及びこれらが所管する機関、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、報道機関は、千葉県教育の振興を目的にロゴマークを使用する場合には千葉県教育庁企画管理部教育政策課にロゴマーク使用届出書（第1号様式）を提出することで使用することができる。

2 前項以外の行政機関又は公益法人等は、次の各号のいずれかに該当するとき、ロゴマーク使用申込書（第2号様式）を提出することによりロゴマークの使用を申し込むことができる。

- (1) 千葉県教育の振興の目的のために使用するとき。
- (2) その他、千葉県教育の振興の観点から使用が適当であると認められるとき。

3 ロゴマークは、ロゴマーク及びこれを使用する印刷物等の内容が、以下の各号の条件に適合する場合に限り、使用できるものとする。

- (1) 商品や景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスに使用するものでないこと。
- (2) 「千葉県教育振興」ロゴマークガイドライン（ただし、この要領に定めのある事項については、この要領によることとする。）に従って使用すること。

(使用の申込み)

第5条 第4条第1項に該当しない使用者は、ロゴマーク使用申込書（第2号様式）に使用イメージ及び使用者概要がわかる書類を添えて教育庁企画管理部教育政策課長（以下「教育政策課長」という。）に提出し、その許諾を得るものとする。

2 教育政策課長は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用の許諾)

第6条 教育政策課長は、前条第1項の規定による申込みの内容が第2条に規定の用途であり、また、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

- (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) ロゴマークを「千葉県教育振興」ロゴマークガイドラインに従って使用しないおそれのあるとき。
- (5) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
- (7) その他、教育政策課長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 教育政策課長は、ロゴマークの使用を許諾するときは、ロゴマーク使用許諾通知書（第3号様式）により、使用者に通知するものとする。

3 教育政策課長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 教育政策課長は、使用を許諾しないときは、ロゴマーク使用不許諾通知書（第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

(使用期間)

第7条 第5条第1項の規定によるロゴマークの使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

2 教育政策課長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

(許諾内容の変更の申込み)

第8条 第6条第2項の規定により許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、ロゴマーク使用内容変更申込書（第5号様式）を教育政策課長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 第4条第1項の規定により届出を行ったロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、ロゴマーク使用内容変更届出書（第6号様式）を教育政策課長に提出するものとする。

3 教育政策課長は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、ロゴマーク

使用内容変更許諾通知書（第7号様式）により、使用者に通知するものとする。

- 4 教育政策課長は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書（第8号様式）により、使用者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第9条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）「千葉県教育振興」ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- （4）教育政策課長が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。

（使用禁止及び許諾の解除）

第10条 教育政策課長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- （1）第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- （2）第6条第3項の条件に反したとき。
- （3）前条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 教育政策課長は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

- （1）前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- （2）前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 教育政策課長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、ロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書（第9号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 教育政策課長は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第11条 使用者が、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、教育政策課長は責任の一切を負わないものとする。

（暴力団排除措置）

第12条 第10条の規定にかかわらず、教育政策課長は、使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、ロゴマークの使用を禁止することができるものとする。

- （1）役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体にあつては、業務を執行

する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

- （2）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
- （4）役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （5）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項は、別に教育政策課長が定める。

2 本要領は、通知なく改訂される場合がある。改訂内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。